

浪江町特定復興再生拠点区域復興再生計画の概要(1)

「改正・福島復興再生特別措置法(平成29年5月19日施行)」により新たに設けられた「特定復興再生拠点区域復興再生計画制度」を活用し、帰還困難区域全体の避難指示解除に向けた第1ステージとして、特定復興再生拠点区域(約661ha)を定め、区域内の除染及びインフラ復旧・整備を一体的に進めることにより、概ね5年後までに当該区域の避難指示解除を目指します。

計画の概要

- 期間 : 国の認定があった日～平成35年(2023年)3月
- 避難指示解除による住民の帰還及び居住開始時期の目標:平成35年3月(ただし早期に整備が完了した区域等から先行する)
- 居住人口等の目標(避難指示解除から5年後(平成40年)) : 約1,500人

主な事業

- 常磐道浪江IC周辺にパークアンドライド等の物流拠点を整備しつつ、防災倉庫、ヘリポート等を併設し、防災拠点として活用する。
- 復興組合による面的管理や農業法人による大規模営農を視野に入れた、今後の農業の可能性について調査等を行う。調査等の結果を踏まえ、今後の方向性を地元農業事業者と合意した上で、必要に応じ、圃場整備や農業拠点整備等を実施する。
- 居住エリアにおける基礎インフラ整備、有害鳥獣対策の強化等を実施する。住民の交流や防災時の拠点となる施設(集会所、消防屯所等)の復旧、整備を実施する。

除染・解体等の措置

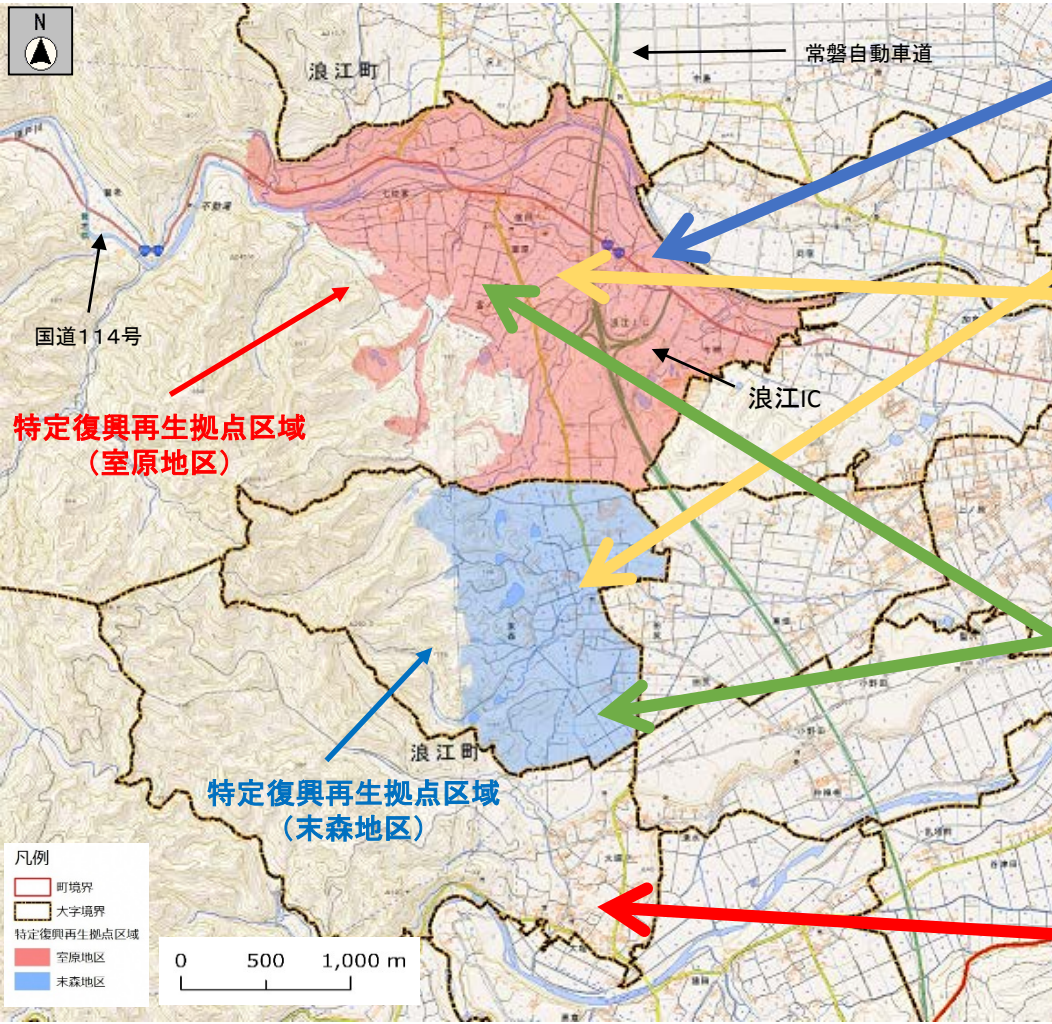
- 拠点における除染・解体は、避難指示解除された区域と同様の手法で実施する。

特定復興再生拠点区域外の事業

- 県道253号の全線復旧
- 避難指示がすでに解除されている区域および特定復興再生拠点区域の防護等の観点から、以下の事業等を実施する。
 - ・ 請戸川および高瀬川の適切な管理
 - ・ 営農再開や新規営農等に必要な農業水利施設の復旧・整備
 - ・ 生活用水を確保するため、必要に応じ、既存の取水場を復旧・整備

浪江町特定復興再生拠点区域復興再生計画の概要(2)

- 室原地区：高速道路、幹線道路を中心とした物流・防災の要
- 末森地区：周辺地域との連携による農業再開エリア
- 文化的価値のある施設として、大堀相馬焼の里等の保全・管理等



物流・産業ゾーン/防災ゾーン
 ○常磐道浪江IC付近に停留所、パークアンドライド等を整備等
 ○防災倉庫、ヘリポート等を整備等

居住促進ゾーン/交流ゾーン
 ○道路、電気、水等のライフライン整備
 ○有害鳥獣対策の強化
 ○消防屯所や集会所等の整備
 ○駐在所再開に向けた調整(室原のみ) 等

農業再生ゾーン
 ○農地保全・管理のための組合を設立
 ○今後の農業展開の可能性について調査等を実施し、方向性について地元農業事業者と合意形成
 ○農業水利施設の復旧
 ○必要に応じて圃場整備や農業拠点の設置
 ・ライスセンター、育苗施設、倉庫、農機具置場等
 ・畜産関連施設(畜舎、堆肥舎、観光牧場等)
 ・町内外からの通作を進めるための一時滞在施設 等

文化的な価値のある施設
 ○大堀相馬焼の里、「陶芸の杜おおぼり」を保全・管理等
 ○周辺町道等の整備 等

基幹道路および関連する道路(特定復興再生拠点区域として指定)
 ○常磐自動車道、国道114号、県道34号、35号、253号(大字酒井から大字大堀の間)、256号
 ○特定復興再生拠点区域内の全ての町道 ○大堀相馬焼の里周辺等、関連する町道
 ○特定復興再生拠点区域、避難指示を解除した区域、周辺の市町村等にアクセスするのに必要な関連町道 等

浪江町特定復興再生拠点区域復興再生計画の概要(3)

●津島地区：新たなまちづくりと交流エリア整備

居住促進ゾーン/交流ゾーン

- 道路、電気、水等のライフライン整備
 - 有害鳥獣対策の強化
 - 必要に応じた公営住宅の整備
 - つしま活性化センター、津島診療所、津島支所、消防屯所の機能を復旧
 - 駐在所再開に向けた調整
 - 保育所、小学校、中学校等の整備と地域における活用検討
 - 地方暮らしを希望する方向け事業の実現可能性検討
 - 津島地区にある8カ所の集会所を特定復興再生拠点として復旧。必要な周辺道路を併せて復旧
- 等



基幹道路および関連する道路（特定復興再生拠点区域として指定）

- 国道114号、399号、459号
 - 特定復興再生拠点区域内の全ての町道
 - 特定復興再生拠点区域や、避難指示を解除した区域、周辺の市町村等にアクセスするのに必要な関連町道
 - 8カ所の集会所にアクセスするのに必要な関連町道
- 等

農業再生ゾーン

- 農地保全・管理のための組合を設立
 - ・今後の農業展開の可能性の調査等を実施し、方向性を地元農業事業者と合意形成
 - 農業水利施設の復旧
 - 必要に応じて圃場整備や農業拠点の設置
 - ・ライスセンター、育苗施設、倉庫、農機具置場等
 - ・町内外からの通作を進めるための一時滞在施設
- 等